

令和4年10月14日

相談窓口の設置について

本区管理職が区議会議員からの要請を受け、業務委託契約における指名競争入札に関する秘密事項である指名業者数及び一部の指名業者名を漏洩したことを受けて、当面の間の対応として、議員や事業者・業界団体等との関わりにおいて不安に感じていることや悩んでいること等を相談できる窓口を管理職（部長・課長級）向けに設置します。

記

1 相談対応者

総務部長、総務課長

2 運用開始日

令和4年10月17日（月）より開始

3 相談内容

議員や事業者・業界団体等との関わりにおいて不安に感じていること、悩んでいることや、不正行為につながるような働きかけに関することなど。

※相談時に別紙「報告書」に記入のうえ持参願います。

4 その他

内容に応じて総務課で実施している法律相談の弁護士へ相談する場合があります。

令和 年 月 日

## 報 告 書

所 属： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

議員や業者・業界団体の氏名・名称
議員や業者・業界団体から話があった日時・場所等
日時：令和 年 月 日 時頃 場所： 対応した区職員の数： 人
相談内容
現在の対応状況